

## 【韓国】 通商手続法の制定と米韓 FTA 再交渉要求決議案の可決

海外立法情報課・藤原 夏人

\* 2011 年 12 月 29 日、韓国国会において、通商条約に対する国会の統制を強化するための「通商条約の締結手続及び履行に関する法律案」及び米韓自由貿易協定 (FTA) の再交渉を政府に求める「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定再交渉要求決議案」が可決された。

### 通商手続法の制定経緯

条約の締結及び批准は憲法上大統領の権限に属し、批准には国会の同意が必要である。しかし、通商条約の場合、経済的、社会的に多大な影響を及ぼすにもかかわらず、交渉過程が不透明で、国民の意見が十分に反映されていないことが問題とされたことから、第 17 代国会（2004～2008 年）以降、通商条約に対し、交渉過程も含めて国会の統制を強化するための関連法案が継続的に発議されてきた。

2011 年 6 月 3 日、政府が米韓 FTA 批准同意案を国会に提出すると、最大野党民主党（現民主統合党）は、通商手続法の制定要求を盛り込んだ独自の再々交渉案「10+2」を作成し、韓国に不利とする条項について、アメリカ側と再々交渉を行うことを要求した。当初、政府は通商交渉に関する国民への情報公開の必要性等には一定の理解を示しつつも、現行法令で十分に対応可能としていたが、その後の批准同意案可決をめぐる与党、野党及び政府間の協議の過程において、通商手続法制定が合意された。

複数の関連法案が 1 本にまとめられ、外交通商統一委員会案として同年 12 月 29 日の本会議に上程され可決された。通商手続法は 2012 年 1 月 17 日に公布され、公布後 6 か月を経過した日から施行する。なお、本会議では違憲のおそれがあるとして、委員会案の第 21 条（通商条約が国内法上の効力を生じる時期を、国会が通商条約の履行に必要な法律を制定又は改正した時以降とし、通商条約の履行に関連して個人又は法人が国又は地方公共団体の作為又は不作為に対し提訴するときは、法律、施行令、施行規則等を根拠にしなければならない）が削除された修正案が可決された。

### 通商手続法の概要

- 通商条約の手続及び履行に関して情報公開請求があったときは、政府は「公共機関の情報公開に関する法律」の規定により請求人に公開しなければならないが、相手国の要請等の事情がある場合を除き、交渉の進行を理由に公開を拒否できない。（第 4 条）
- 政府は、国会外交通商統一委員会等の要求があるときは、進行中の通商交渉又は署名が完了した通商条約について報告し又は書類を提出しなければならない。（第 5 条）
- 外交通商部長官は、通商交渉開始前に通商条約締結計画を策定し、国会外交通商統一委員会に遅滞なく報告しなければならない。（第 6 条）
- 政府は、通商条約締結計画に従って通商交渉を進めなければならない。（第 10 条）

- 外交通商部長官は、発効後 10 年を経過していない通商条約に対し、履行状況を評価し、その結果を国会外交通商統一委員会に報告しなければならない。(第 15 条)
- 条約上の義務履行により特定品目の被害が回復し難い程度に大きいと判断される場合、政府は、条約の改正推進等の多様な対策を講じなければならない。(第 17 条)
- 政府は、通商条約の履行を理由に、大韓民国憲法第 123 条の規定による農畜水産物の保護及び育成、中小企業の保護及び育成等の義務を怠ってはならない。(第 19 条)
- 外交通商部長官の諮問に応じるため、外交通商部長官の所轄の下に通商交渉民間諮問委員会を置く。(第 21 条)

### 米韓 FTA 再交渉要求決議

米韓 FTA 批准同意案は 2011 年 11 月 22 日、与党による強行採決により可決された。野党側が要求していた同案可決前の再交渉は実現しなかったが、その後の国会正常化の過程で、与野党が米韓 FTA 再交渉要求決議案を提出することで合意し、同年 12 月 29 日の本会議において同決議案が可決された。決議の内容は次のとおりである。

#### 主文

大韓民国国会は「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換批准同意案（以下「韓米 FTA」）」の審査過程において、協定文第 11 条第 2 節に規定された投資家—国家間紛争解決手続（以下「ISD」）等に対し、韓米両国間の利益の均衡が損なわれるおそれがあるという憂慮が提起された事実に鑑み、このような憂慮を払拭するため、我が国政府と米合衆国政府がこれを議論する交渉を開始することを求め、次のとおり決議する。

1. 大韓民国国会は、韓米 FTA の ISD が行政府の公共政策決定権、司法権等、主権国家の正当な権限を侵害するおそれがあるという一部の憂慮に鑑み、我が国政府が米合衆国政府と ISD の廃棄、留保、修正等を含む韓米 FTA 再交渉を求める。
2. 大韓民国国会は、我が国政府が韓米 FTA と衝突するおそれのある米合衆国の連邦法及び州法について把握し、これに対する米合衆国側の迅速な修正がなされるよう外交的に努力することを求める。
3. 大韓民国国会は、米合衆国政府が、韓米両国国民が真の理解と信頼に基づくときに、健全な韓米同盟関係が維持及び発展できることを認識し、我が国政府が提起する再交渉に臨み、我が国政府の正当な要求を積極的に受け入れることを求める。

参考文献(インターネット情報は 2012 年 1 月 24 日現在である。)

- ・「통상조약의 체결절차 및 이행에 관한 법률안(대안)」(通商条約の締結手続及び履行に関する法律案(委員会代案)) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_C1G1A1D0Y2R5A1M1B0A6Z0S0K9G0K0](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1G1A1D0Y2R5A1M1B0A6Z0S0K9G0K0)>
- ・「대한민국과 미합중국 간의 자유무역협정 재협상 촉구 결의안」(大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定再交渉要求決議案) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_E1Y1G1A2M2O3F1B7A5C7P2V9B5Z7P1](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_E1Y1G1A2M2O3F1B7A5C7P2V9B5Z7P1)>